

3-8 社会活動

環境保全活動は、その活動範囲を、事業内のみにとどめず、より一層広くとらえることにより、社会的な貢献が可能になる。例えば、緑化による都市環境の改善や身近な自然環境の創出、並びに、里地・里山、河川等の自然環境保全による地域・流域への貢献、水源涵養林の保全による自然環境及び森林機能の保全への貢献などがある。

このような中、平成 15 年 1 月 1 日に「自然再生推進法」が施行され、NPO や地域住民をはじめとする多様な主体の参加と連携により行われる自然再生事業が推進されている。

水道においても、事業に係わる範囲を広くとらえると、水道水源に係る広範囲に渡る森林保全による貢献をはじめとし、事業所内や周辺など地域の都市環境改善や自然環境創出・再生・保全への貢献などが考えられる。

特に後者については、浄水場・給水所は、地域において大規模な敷地を有しており、また、取水場は、多様な生物が生息する河川に面していることも多い。このような施設の立地特性を踏まえ、水道においては、地域の環境と連続した事業所内の環境の整備を進めることによって、都市環境の改善、地域における身近な自然環境等の創出・再生・保全への貢献が求められる。

これらに取り組んで行くにあたっては、流域や地域住民、NPO、専門家、関係機関等の関係者と協調・連携して推進していくことが不可欠である。また、これらの取り組みについて、関係者に広く情報公開等を行うことも重要である。

以上を踏まえ、ここでは、社会活動として次の事項について取り上げる。

- 自然保護、緑化等の環境改善対策
- 地域住民の環境活動に対する支援等
- 環境情報の公表、環境公告

3-8-1 自然保護、緑化等の環境改善対策

(1) 概説

都市においては、土地利用の改変によって多くの緑が失われ、地表面も人工物で覆われてきた。これに伴い野生生物の生息の場が減少し、ヒートアイランド現象が中小都市においても見られるなど、自然環境、生活環境の悪化が懸念されている。緑地は、気象緩和、野鳥等の生息の場、潤いと安らぎの創出、良好な景観形成の役割を持っている。このような都市環境問題に対する改善策として、都市内の緑地面積拡大の施策が推進されている。

浄水場・給水所等は、地域の中で広大な敷地を有しており、また、多くの施設を有していることから、この上部も含め、緑化の高い効果が期待できる。

ここでは、特に、水道における緑化等の推進について取り上げる。なお、水道水源保全は、「3-5 健全な水循環」で取り上げた。

(2) 関連法令

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等が定められた「都市緑地保全法」の他、都道府県や市町村が定める、緑化を進めるための緑化条例や自然環境を守るための環境保全条例等が制定されている。これらの条例等では、公共の土地や民間の事業所や宅地等の緑化の推進や義務が記され、具体的な緑化率を設けているものもある。またその他にも、緑地の保全、緑化協定、保存樹等の指定や助成について規定されている。「都市緑地保全法」の概要について以下に示す。

ア．経緯

都市緑地保全法制定

昭和 48 年 9 月 1 日（法律第 72 号）

緑地保全地区制度、緑化協定制度の創設

主な一部改正

平成 6 年 6 月 24 日（法律第 40 号）

緑の基本計画制度の創設

平成 7 年 4 月 19 日（法律第 68 号）

市民緑地制度、緑地管理機構制度の創設

緑化協定制度を緑地協定制度へ改定

平成 13 年 5 月 25 日（法律第 37 号）

管理協定制度、緑化施設整備計画制度の創設

イ．概要

都市緑地保全法は、都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定されたものである。この法律には、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等が定められている。

都市緑地保全法の一部改正について¹⁾

都市における緑地の適切な保全及び効率的な緑化の推進を図るため、

- ・管理協定制度：土地所有者等との協定に基づき地方公共団体等が緑地保全地区内の緑地を管理する制度
- ・緑化施設整備計画認定制度：建築物の屋上、空地その他の敷地内の緑化施設整備計画を市町村長が認定し、支援する制度

を創設するなどの改正が行われた。

本法の構成

| |
|--------------------------------------|
| 第一章 総則（第一条・第二条） |
| 第一章の二 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（第二条の二） |
| 第二章 緑地保全地区 |
| 第一節 緑地保全地区に関する都市計画等（第三条 第九条） |
| 第二節 管理協定（第九条の二 第九条の八） |
| 第三節 雑則（第十条 第十三条） |
| 第三章 緑地協定（第十四条 第二十条） |
| 第三章の二 市民緑地（第二十条の二 第二十条の五） |
| 第三章の三 緑化施設整備計画の認定（第二十条の五の二 第二十条の五の九） |
| 第三章の四 緑地管理機構（第二十条の六 第二十条の十一） |
| 第四章 罰則（第二十一条 第二十四条） |
| 附則 |

ウ．水道に係わる法令上の義務・責務

緑地保全地区における行為の制限が規定されるが、水道事業に係る行為のうち当該緑地の保全上著しい支障を及ぼす恐れがないと認められる場合は、規制対象外となる。

| |
|--|
| 法（緑地保全地区における行為の制限） |
| 第五条 緑地保全地区内においては、次に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので政令で定めるもの、当該緑地保全地区に関する都市計画が定められた際すでに着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。 |

| |
|--|
| 施行令（法第五条第一項 ただし書の政令で定める行為） |
| 第二条 法第五条第一項 ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 |
| ～ |
| 三十 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）による工業用水道事業の用に供する水管、水路若しくは配水池、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による下水道の排水管又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為 |

（3）環境保全対策・活動

水道における自然保護、緑化等の環境改善対策に係る環境保全対策・活動には、次のような例が挙げられる。

| | |
|-----------------|--|
| 自然保護、緑化等の環境改善対策 | 環境保全対策・活動例 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎・浄水場等の場内の緑化 ・庁舎・浄水場等の施設上部の緑化 等 |

(4) 水道事業者の取り組み事例

以下に、水道における自然保護、緑化等の環境改善対策に係る環境保全対策・活動の事例を示す。

| 水道事業体名 | 環境保全対策・活動 | 内容 |
|-----------|-------------------------|---|
| 宇都宮市上下水道局 | 施設上部の緑化（グリーン庁舎における屋上緑化） | （再掲） 今年度（平成15年度）着工する上下水道庁舎について、ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）省エネルギー法に適合するよう設計したグリーン庁舎（下記）となる。 太陽光発電、複層ガラス、屋上緑化、ブリーズソレイユ（日除け）蓄熱冷暖房、雨水利用、光センサー人感センサーによる照明設備、全熱交換 など 2) |
| 東京都水道局 | 場内の緑化（局施設） | 水道局は、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づいて、敷地内における緑化を進めてきましたが、ヒートアイランド現象を緩和し、省エネルギーを促進するため、庁舎及び施設用建物における緑化にも積極的に取り組んでいきます。 (1) 営業所における屋上緑化 平成14年度の屋上緑化は、大田南営業所、南部第二支所、台東営業所の3箇所を実施しました。大田南営業所新築に伴う屋上緑化は、コウライ芝を中心とした約300㎡で、灌水装置は中水を利用したものです。既存建物を緑化した南部第二支所では、開花時季の異なる4種のセダム類（サボテンの一種）を約240㎡に混植し、緑被率（屋上面における緑化植物の覆う割合）を向上させています。台東営業所は、2階部分はツツジやサザンカ等の低木とコウライ芝やタマリユウの地被類を組み合わせた庭園風屋上緑化で約170㎡、3階部分はセダム類の一種であるメキシコマンネングサ単植の約250㎡です。2階部分に関しては、中水利用による灌水装置に加えて、水道局の浄水過程で発生する浄水ケーキを屋上緑化の土壌に利用しました。平成15年度は、3箇所の既存建物の屋上緑化を予定しています。今後も、屋上緑化の技術や方法、またその効果などについて検討を重ねながら屋上緑化を実施していく予定です。 (2) 給水所における緑化 給水所の建設に当たっては、工事期間中の周辺環境への影響を少なくする工夫はもとより、完成後も地域環境の保全につながる施設となるように設計しています。屋上緑化では、平成13年度に、荒川区に完成した南千住給水所のポンプ棟屋上部分約100㎡に天然芝の植栽を試験的に行いました。このほか平成13年度から改築を行っている小右衛門給水所（足立区）では、ポンプ棟屋上及び配水池を含む施設周辺の緑化を検討しています。平成14年度に新築工事に着手した大井給水所（仮称、大田区）はポンプ棟及び配水池屋上の芝等による緑化を計画しています。また、工事の際に支障となる樹木はできる限り移植を行うなど緑の保全にも配慮します。 ³⁾ |
| 向日市上下水道部 | 場内の緑化（浄水場） | 浄水場内のグリーン化を目指し、関西電力（株）との合同植樹祭を実施（平成14年度） ⁴⁾ |
| 兵庫県企業庁 | 場内の緑化（浄水場、ダム周辺） | ダムの周辺や浄水場内を緑化し、景観の保持に努めるとともに、樹木を適正に管理することで、樹木によるCO ₂ の吸収を促進しています。 ⁵⁾ |

| 水道事業体名 | 環境保全対策・活動 | 内容 |
|--------|---------------|---|
| 西宮市水道局 | 場内の緑化（浄水場等） | 浄水場などでは、敷地内に植樹し緑化に努めています。樹木は、地球温暖化の原因である温室効果ガスのひとつ、二酸化炭素を吸収するだけでなく、大気汚染物質の窒素酸化物や硫黄酸化物も吸収し大気を浄化してくれます。また、緑は都市空間に潤いを与えてくれます。 ⁶⁾ |
| 広島市水道局 | 場内の緑化（浄水場等） | 浄水場等で、草刈、植木の手入れ等の緑化整備に努めています。 ⁷⁾ |
| 京都府企業局 | 場内及び周辺の清掃美化活動 | 宇治浄水場内の除草、あじさい等の剪定及び周辺の清掃美化活動を実施しています。 ⁸⁾ 宇治浄水場において、自然環境の保全を意識した事業活動の推進を目指すとともにISO14001認証取得の一環として、浄水場内及び周辺の清掃活動を実施した。 ⁹⁾ |

（５）自然保護、緑化等の環境改善対策に関する情報入手先

以下に、自然保護、緑化等の環境改善対策に関する情報入手先の抜粋を記載する。なお、リンク先への URL は、平成 16 年 3 月時点のものである。

都市緑化データベース：

<http://www.mlit.go.jp/crd/city/park/toshiryokuchi/jyourei/index.html>

国土交通省 HP 内、都市・地域整備局が都市緑化に関する課題に応える緑空間の保全及び整備の状況について掲示されている。また、「緑地保全・緑化に関する条例等の一覧表」、「条例等による保全地区等の指定状況表」等が閲覧できる。表は PDF 形式または Microsoft Excel 形式でダウンロードできる。

（財）都市緑化技術開発機構 HP：<http://www.greentech.or.jp/jpindex.html>

緑化技術に関する情報が掲載されている。特に、屋上・壁面緑化について、事例、Q&A、手引き、推進に関する諸制度等の情報が充実している。

3-8-2 地域住民の環境活動に対する支援等

(1) 概説

緑化を含め、自然環境等の創出・再生・保全等の整備には、長い期間の維持管理を要する。そのため、住民、NPO、専門家、関係機関等と事業者との協調・連携による実施が効率的かつ効果的である。このためには、相互の意見交換や情報を共有・交換する場の設置、住民等の環境を守る活動等の支援が必要となってくる。

水道においても、水道水源に係る広範囲に渡る森林整備による保全、事業所内や周辺など地域の自然環境の整備等に取り組むにあたっては、流域や地域の関係各主体と協調・連携することが不可欠であり、これらの環境活動に対して支援等を行うことも求められる。

ここでは、水道における地域住民の環境活動に対する支援等について取り上げる。

(2) 環境保全対策・活動

地域住民の環境活動に対する水道における支援等には、次のような例が挙げられる。

| | 環境保全対策・活動事例 |
|------------------|--|
| 地域住民の環境活動に対する支援等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民ボランティアによる水源涵養林の整備 ・ 職員の環境に関するボランティア活動への支援 ・ 環境に関する助成制度 等 |

(3) 水道事業者の取り組み事例

以下に、地域住民の環境活動に対する水道における支援等についての事例を示す。

| 水道事業者名 | 環境保全対策・活動 | 内容 |
|--------|---------------------|---|
| 東京都水道局 | 市民ボランティアによる水源涵養林の整備 | 〔多摩川水源森林隊〕 林業の衰退等から荒廃が進む多摩川上流域（山梨県を含む）の人工林有林を緑豊かな森に再生するため、平成14年7月「多摩川水源森林隊」を設立しました。活動内容は、森林保全作業の見学や植栽等の体験など都民参加による学習活動、植栽・下刈・間伐・枝刈等ボランティア主体の保全活動です。これらの活動を通じて、都民に森林保全が水源の森づくりにとっていかに大切であるかを理解していただくものです。平成14年度は学習活動を主体に行い、事務所の整備が整う平成15年度から保全活動を開始します。ボランティアの募集は、平成15年3月から水道局ホームページ等で開始しています。 ¹⁰⁾ |
| 横浜市水道局 | 市民ボランティアによる水源涵養林の整備 | 市民ボランティアによる道志水源林の整備 ¹¹⁾ 【図3-8-2-1参照】 |
| 大阪市水道局 | 職員のボランティア活動への支援 | 淀川クリーン活動をはじめとする大阪水道V・ネット活動（職員等によるボランティア活動）支援しています。 ¹²⁾ 【図3-8-2-2参照】 |
| 福岡市水道局 | 助成制度 | 市民ボランティア団体（校区、NPO等）が行う水源地域・流域での植樹活動や清掃活動への参加、交流事業への参加、シンポジウムの開催等への助成制度があります。 ¹³⁾ |

市民ボランティアによる道志水源林の整備（抜粋）

横浜市は、山梨県の道志村に約 2,800 ヘクタール、道志村の面積の 36%を占める水源かん養林を保有し、いわゆる「緑のダム」として適切に維持管理を行っています。

その一方で約 3,700 ヘクタール、道志村の面積の 47%を占める民有林の中には、高齢化等による人手不足などから、必ずしも適切に管理がなされていないものもあります。

そこで、民有林の所有者、森林組合、道志村等と連携して、市民ボランティアの方々によって森林整備を進め、荒廃の進む恐れのある民有林を水源かん養機能の高い森林へ再生しようとするものです。

ボランティアによる森林整備は平成 16 年 4 月から行う予定です。初心者の方でも指導者がつきますので、安心して参加してください。

この機会に、森林とのふれあいを楽しんでみませんか。皆さまの参加をお待ちしています。

活動内容：間伐、枝打ちを中心に不用木の伐採、整理などの除伐、植栽、下草刈りのほか、土砂流出防止のための柵の設置を予定しています。

図 3-8-2-1 事例『市民ボランティアによる水源涵養林整備』（横浜市水道局）

出典）横浜市水道局 HP [お知らせ一覧]¹⁴⁾

大阪水道 V・ネット活動（職員によるボランティア活動）について

大阪市水道局では、職員がボランティアとして取り組む訓練・研修及び社会貢献活動等を推進していくための実行委員会を設けて活動しています。

名称：大阪市水道局ボランティア活動実行委員会、（通称）大阪水道 V・ネット

基本理念：

水道局は、市民生活に欠かすことのできない命の水を、24 時間休みなく安定して供給するという社会的・公共的使命を有している。

私たち水道局職員は、この重大な使命を担うものとして、その責務を十分に果たしていくため、災害時等においても迅速かつ的確な行動がとれるための訓練・研修や、水源等の自然環境の保全に向けた活動、局事業に関する普及啓発活動など、広く市民サービスの向上や地域社会に貢献する諸活動に、自発的かつ積極的に取り組むものとする。

発足日：1998（平成 10）年 3 月 3 日



図 3-8-2-2 事例『職員によるボランティア活動への支援』（大阪市水道局）

出典）大阪市水道局 HP [HEADLINE TOPICS]¹⁵⁾

(4) 地域住民の環境活動に対する支援等に関する情報入手先

以下に、地域住民の環境活動に対する支援等に関する情報入手先の抜粋を記載する。
なお、リンク先への URL は、平成 16 年 3 月時点のものである。

中央環境審議会：<http://www.env.go.jp/council/former/tousin/039912-1.html>

平成 10 年 7 月 13 日、環境庁長官から環境教育・環境学習の推進方策の在り方について諮問がなされたのに対し、中央環境審議会が、「これからの環境教育・環境学習 - 持続可能な社会をめざして - 」を答申したものである。

この中に環境活動に対する支援実践活動支援策として、「リサイクル・美化・緑化活動資金助成」、「行政内部の連絡会議の設置」、「人材育成・登録制度」、「基金の設置」、「人材・学習施設等に関する情報の整備」などが示されている。

3-8-3 環境情報の公表、環境広告

(1) 概説

環境活動を継続的に推進し、改善するため、事業活動における環境保全コストとその活動により得られた効果を明確化するため、あるいは、関係機関・企業・地域住民・NPO等の関係主体との連携を促進して環境保全対策に効果的に取り組むためには、事業者の説明責任、事業者と利害関係者との環境コミュニケーションの促進、意思決定のための有用な情報の共有化、すなわち、環境情報の公表・広報が重要である。また、最新の環境情報を広く社会に対して定期的に公表・広報していくことも不可欠である。

水道における環境対策には、水道使用者の理解・協力が不可欠である。水道使用者に水道事業とともに水道における環境対策の必要性についての理解と認識を深めてもらうとともに、水の有効利用、節水など水道使用者の協力をも得ることによって、より一層効果的に環境保全対策を推進させることができる。そのため、様々な機会や方法を活用して環境情報の公表、広報活動を行うことが求められる。

ここでは、水道において活用できる環境情報の公表、環境広告である下記について取り上げる。

環境報告書

環境会計

その他環境情報の広報

環境報告書

環境報告書とは、企業等の事業者が、経営責任者の緒言、環境保全に関する方針・目標・計画、環境マネジメントに関する状況（環境マネジメントシステム、法規制遵守、環境保全技術開発等）、環境負荷の低減に向けた取組の状況（CO₂排出量の削減、廃棄物の排出抑制等）等について取りまとめ、一般に公表するものである。

環境報告書を作成・公表することにより、利害関係者による環境コミュニケーションが促進され、事業者の環境保全に向けた取組の自主的改善とともに、社会からの信頼を勝ち得ていくことに大いに役立つと考えられる。

また、事業者は環境に関する情報を公開していく社会的責務があるとの考え方も広まりつつある。¹⁶⁾

環境会計

環境会計とは、企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位）に測定し伝達する仕組みである。表 3-8-1 に環境会計公表用様式の例を添付する。

また、環境会計の機能は、次のように内部機能と外部機能に分けられる。図 3-8-3-1 に環境会計の機能と役割についての概念図を記す。

ア．内部機能

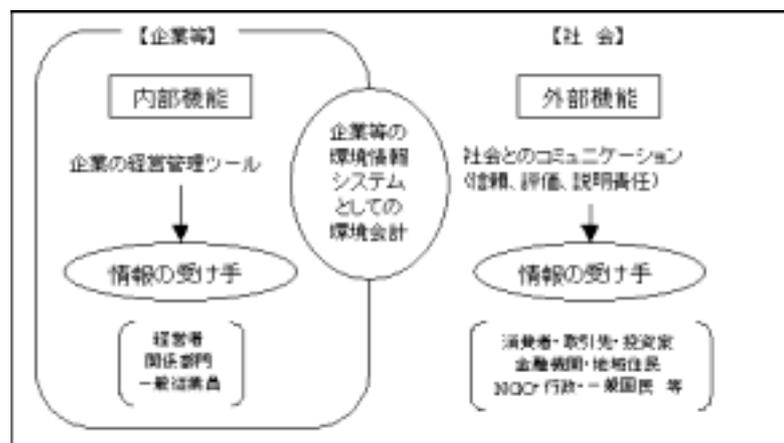
内部機能とは、企業等の環境情報システムの一環として、環境保全コストの管理や、環境保全対策のコスト対効果の分析を可能にし、適切な経営判断を通じて効率的かつ効果的な環境保全への取組を促す機能である。

これは、企業等の内部において、環境保全対策に要したコストとその効果を評価して環境保全対策をより効率的、効果的なものにするため、また、環境保全活動が事業活動に与える影響を把握するために有効である。すなわち、経営者や関係部門等による環境情報システムとしての環境会計の利用を通して、経営管理ツールとしての役割が期待される。

イ．外部機能

外部機能とは、企業等の環境保全への取組を定量的に測定した結果を開示することによって、消費者や投資家、地域住民等の外部の利害関係者の意思決定に影響を与える機能である。

これは、環境会計情報を、環境報告書を通じて環境保全への取組姿勢や具体的な対応等と併せて公表することによって、企業等の環境保全への取組を利害関係者に伝達するために有効である。公表は企業等の社会的信頼を高め、社会的評価を確立していくことにつながる。すなわち、外部の消費者、投資家、地域住民等に対して説明責任を果たすと同時に、環境保全の観点も含めた、より適切な企業評価に結びつく役割が期待される。¹⁶⁾



出典) 環境省 > 総合環境政策局¹⁶⁾

図 3-8-3-1 環境会計の機能と役割

表 3-8-3-1 環境会計公表用様式の例

環境保全効果対比型フォーマット(公表用C表)

集計範囲:()
 対象期間: 年 月 日 ~ 年 月 日
 単 位:()円

| 環 境 保 全 コ ス ト | | | |
|---------------|-----------------|-------|-------|
| 分 類 | 主 な 取 組 の 内 容 | 投 資 額 | 費 用 額 |
| (1) 事業エリア内コスト | | | |
| 内 訳 | (1)-1 公害防止コスト | | |
| | (1)-2 地球環境保全コスト | | |
| | (1)-3 資源循環コスト | | |
| (2) 上・下流コスト | | | |
| (3) 管理活動コスト | | | |
| (4) 研究開発コスト | | | |
| (5) 社会活動コスト | | | |
| (6) 環境損傷対応コスト | | | |

上記(1)～(6)に当てはまらないコストで環境保全に関連するコストがあり、それを(7)その他コストとして記載する場合には、範囲が不明確にならないように内容や理由について開示します。

| 項 目 | 内 容 等 | 金 額 |
|---------------|-------|-----|
| 当該期間の投資額の総額 | | |
| 当該期間の研究開発費の総額 | | |

| 環 境 保 全 効 果 | | | |
|----------------------|--------------------------------------|-----------------------|--|
| 効果の内容 ¹⁾ | 環 境 保 全 効 果 を 表 す 指 標 | | |
| | 指 標 の 分 類 | 指 標 の 値 ²⁾ | |
| (1) 事業エリア内コストに対応する効果 | 事業活動に投入する資源に関する効果 | エネルギーの投入 | |
| | | 水の投入 | |
| | | 各種資源の投入 | |
| | 事業活動から排出する環境負荷及び廃棄物に関する効果 | 大気への排出等 | |
| 水域、土壌への排出 廃棄物等の排出 | | | |
| (2) 上・下流コストに対応する効果 | その他 | | |
| | 事業活動から産出する財・サービスに関する効果 ³⁾ | | |
| | | その他 | |
| (3) その他の環境保全効果 | 輸送その他に関する効果 | | |
| | その他 | | |

*1 環境保全効果を、環境保全コストの各分類に対応させて集計するのが実務上困難な場合は、環
 境効果を、上表の(1)～(3)に分けなくても構いません。

*2 量で表す指標の場合は、基準期間と当期とで環境負荷の総量の差を併記することも可能です。

*3 事業活動から産出する財・サービスの使用時、廃棄時の環
 境効果と判別できるようにします。

| 環 境 保 全 対 策 に 伴 う 経 済 効 果 - 実 質 的 効 果 | | |
|---------------------------------------|--|--|
| 効果の内容 | 金 額 | |
| 収益 | 主たる事業活動で生じた廃棄物のリサイクル又は使用済み製品等のリサイクルによる事業収入 | |
| 費用節減 | 省エネルギーによるエネルギー費の節減 | |
| | 省資源又はリサイクルに伴う廃棄物処理費の節減 | |

(2) 環境保全対策・活動

水道における環境情報の公表、環境広告に係る環境保全対策・活動には、次のような例が挙げられる。今後、これらの情報が有用であるためには、より詳細に、より一般性を持って開示されていく必要がある。

| 環境情報の公表、環境広告 | 環境保全対策・活動例 |
|--------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・環境報告書の作成及び公表 ・環境会計の導入及び情報の公表 ・その他環境に関する PR 活動 <ul style="list-style-type: none"> 植林を通じて水源涵養林の重要性の PR 見学等を通じて水源等環境保全の重要性の PR 水道記念館における水源水質、環境保全対策等の紹介 広報ビデオによる水源涵養、環境保全対策等の紹介 水源地域との交流を通じて水源地の大切の PR 等 |

(3) 水道事業者の取り組み事例

環境報告書

以下に、環境報告書を作成している水道事業者に関する情報入手先の抜粋を記載する。
なお、リンク先への URL は、平成 16 年 3 月時点のものである。

| 都道府県 | 作成している水道事業者名 | 水道事業者 URL | 注 |
|------|--------------|--|---|
| 東京都 | 東京都水道局 | http://www.waterworks.metro.tokyo.jp/index.html http://www.waterworks.metro.tokyo.jp/kankyo.html | |
| 神奈川県 | 横浜市水道局 | http://www.city.yokohama.jp/me/suidou/index.html http://www.city.yokohama.jp/me/suidou/ja/kyoku/kankyo_hozen.html | |
| 大阪府 | 大阪府水道部 | http://www.pref.osaka.jp/osaka-pref/suido/ http://www.pref.osaka.jp/osaka-pref/suido/kankyo/houkoku/index.html | |
| 北海道 | 札幌市水道局 | http://www.city.sapporo.jp/suido/ | |
| 静岡県 | 静岡県企業局 | http://www.pref.shizuoka.jp/kigyuu/kankyohoukoku.htm | |
| 愛知県 | 名古屋市上下水道局 | http://www.water.city.nagoya.jp/ | |

注欄) ホームページ上に環境報告書に関する記載がある場合、

環境会計

環境会計を導入している主な水道事業体は、以下のとおりであった。

以下に、環境会計を導入している水道事業に関する情報入手先の抜粋を記載する。なお、リンク先への URL は、平成 16 年 3 月時点のものである。

| 都道府県 | 作成している水道事業体名 | 水道事業体 URL | 注 |
|------|--------------|--|---|
| 北海道 | 札幌市水道局 | http://www.city.sapporo.jp/suido/top.htm | |
| 宮城県 | 仙台市水道局 | http://www.suidou.city.sendai.jp/ http://www.suidou.city.sendai.jp/13/13_5.html | |
| 埼玉県 | 埼玉県企業局 | http://www.pref.saitama.jp/A90/BD00/yousui/top.html | |
| 千葉県 | 千葉県水道局 | http://www.pref.chiba.jp/suidou/ http://www.pref.chiba.jp/suidou/zigyougaiyou/kankyokukai/kankyokukai.html | |
| 東京都 | 東京都水道局 | http://www.waterworks.metro.tokyo.jp/index.html http://www.waterworks.metro.tokyo.jp/kankyo.html | |
| 神奈川県 | 横浜市水道局 | http://www.city.yokohama.jp/me/suidou/index.html http://www.city.yokohama.jp/me/suidou/ja/kyoku/kankyo_hozen.html | |
| | 川崎市水道局 | http://www.city.kawasaki.jp/80/80syomu/home/index.htm http://www.city.kawasaki.jp/80/80syomu/home/manage/k-kaikei2003kessan.htm | |
| | 神奈川県企業庁水道局 | http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kigyokeiei/ | |
| | 神奈川県内広域水道（企） | http://www02.so-net.ne.jp/~kwsa-msw/index.html | |
| 静岡県 | 静岡県企業局 | http://www.pref.shizuoka.jp/kigyoku/kanyouhoukoku.htm | |
| 愛知県 | 名古屋市上下水道局 | http://www.water.city.nagoya.jp/ | |
| 京都府 | 京都府企業局 | http://www.pref.kyoto.jp/koei/suidou/suidou_30.html http://www.pref.kyoto.jp/koei/kanyou/kanyou_30.html | |
| 大阪府 | 大阪市水道局 | http://www1k.mesh.ne.jp/osaka-water/ http://www1k.mesh.ne.jp/osaka-water/kanyou/kanyou-kaikei.html | |
| | 大阪府水道部 | http://www.pref.osaka.jp/osaka-pref/suido/ http://www.pref.osaka.jp/osaka-pref/suido/kankyo/index.html | |
| 兵庫県 | 兵庫県企業庁 | http://web.pref.hyogo.jp/kigyoku-s/ http://web.pref.hyogo.jp/kigyoku-s/hyoushi.PDF | |
| | 西宮市水道局 | http://suidou.nishi.or.jp/ | |
| 広島県 | 広島市水道局 | http://www.water.city.hiroshima.jp/jigyo/kaikei/index.html | |

| 都道府県 | 作成している水道事業体名 | 水道事業体 URL | 注 |
|------|--------------|---|---|
| 福岡県 | 北九州市水道局 | http://www.city.kitakyushu.jp/%7Esuidou/index.html http://www.city.kitakyushu.jp/%7Esuidou/index.html | |
| | 福岡市水道局 | http://www.city.fukuoka.jp/cgi-bin/odb-get.exe?WIT_template=AM02022&WIT_oid=8xsNlgs4N3mHukzoFwmo6w92fuf914yNTV&Bt=AC01022&Ft=AK09022 | |

注欄) ホームページ上に環境会計に関する記載がある場合、

出典) 厚生労働省水道ビジョン検討会(第5回)平成15年12月1日「資料3-1.水道ビジョン検討のためのアンケート調査結果(概要版)」¹⁸⁾

上記水道事業体のHP

その他環境情報の広報

以下に、水道におけるその他環境情報の広報についての取り組み事例を示す。

| 水道事業体名 | 環境保全対策・活動 | 内容 |
|-----------|--------------------|--|
| 東京都水道局 | 植林を通じて水源涵養林の重要性のPR | 利根川水系上下流交流事業(H14年度実績) 利根川上流の水源地域である群馬県と都営水道(小学生とその保護者)を利用する東京都の人々の交流の場を提供 ¹⁹⁾ |
| 名古屋市上下水道局 | 植林を通じて水源涵養林の重要性のPR | <p>水源林の重要性をご理解いただくため、市民の皆さまに、ドングリを育成し水源地域に植樹していただいています。平成13年度は平成12年10月の名古屋市植樹祭で水源地域から譲り受けた種を市民の皆さまに育てていただきました。²⁰⁾</p>  <p>岩屋ダム上流・金山町での植樹(平成14年度)</p> <p>木曾川上下流交流事業 水源地域の人々との交流を深めるため、協賛事業も含め次の事業を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鍋屋上野浄水場の開放 ・水源の人々との交流会 ・上下流交流キャンプへの助成 ・ドングリでつながる木曾川上下流交流 <p>H14年度の水源地域の植樹の実施は、H12年度に水源地の方からドングリの種を譲り受け、市民・上下水道局等で育成し、市民・ボランティアグループ・指定水道工事店協同組合青年部会の家族等とともにいった。</p> <p>H15年度の水源地域の植樹の実施は、H13年度に水源地の方からドングリの種を譲り受け、市民・上下水道局等で育成し、市民・ボランティアグループ・等とともにいった。²¹⁾</p> |

| 水道事業体名 | 環境保全対策・活動 | 内容 |
|--------|----------------------|--|
| 福岡市水道局 | 植林等を通じて水源涵養林の重要性のPR | 水道局では、筑後川流域で行われる水源林の植樹・保育活動、河川清掃等の交流事業に、市民の皆さんとともに参加しています。 ²²⁾ <ul style="list-style-type: none"> ・森と湖の祭典 モリミズ2004in松原ダム ・200海里の森づくり下草刈り ・筑後川河川美化「ノーポイ」運動と下流探訪 ・水をつなぐ流域交流in下戸河内 ・やまもりフェスタ2005 |
| 広島市水道 | 植林を通じて水源涵養林の重要性のPR | 水道局では、市民の皆さんが参加して行う植林活動を、広島市が所有する「太田川源流の森」で行っています。この行事は、植林を通じて水源かん養機能の重要性、森林の大切さについて理解をいただくもので、広報紙「市民と市政」で公募を行い、本年（平成14年）も10月6日（日）に開催しました。 ²³⁾ |
| 東京都水道局 | 見学を通じて水源涵養林の重要性のPR | 水源地ふれあいのみち 多摩川上流域には広大な森林、『水道水源林』が広がっています。水道局では、都民を始め、水源林を訪れる皆さんに、森林の持つ働きや自然を守ることの大切さを理解し、水源地の価値を知っていただくため、「水源地ふれあいのみち」としてハイキングコースを整備しています。小河内貯水池周辺をめぐる「小河内ゾーン（見はらしの丘）」、ブナ、ミズナラなどの広葉樹を主体とする天然林を歩く「柳沢峠ゾーン（ブナのみち）」、多摩川源流の水干を探訪する「水干ゾーン（源流のみち）」の3ゾーンがあり、所用時間が30分から5時間までの合計7つのコースがあります。 ²⁴⁾ |
| 京都府企業局 | 見学等を通じて水源保全の重要性のPR | 天ヶ瀬ダム流入河川の調査等を実施するほか、小学生の社会見学等を積極的に受入れ、水源保全の重要性について普及啓発に努めています。 ²⁵⁾ |
| 大阪市水道局 | 見学等を通じて水源環境保全の重要性のPR | 水道水源の環境保全の大切さを市民の皆様に理解してもらうため、「水都・大阪淀川めぐり」をはじめ、様々な活動を行っています。 ²⁶⁾  |
| 大阪府水道部 | 見学等を通じて水源環境保全の重要性のPR | 水源水質の監視に努めているほか、淀川の水質の改善・保全等を目的とする団体である「淀川水質協議会」、「淀川水質汚濁防止連絡協議会」、「(財)琵琶湖・淀川水質保全機構」に参画し、水源水質調査、水質浄化技術の研究開発や啓発、要望活動を通じて淀川の水質改善に実効をあげる取り組みを行っています。 また、浄水場の見学会、イベント等の活用により、府民の皆さまに水質保全や水資源の大切さを呼びかけています。 ²⁷⁾  |

| 水道事業体名 | 環境保全対策・活動 | 内容 |
|--------|-------------------------|--|
| 大阪市水道局 | 水道記念館における水源水質等の紹介 | 水道記念館において、琵琶湖・淀川水系など水道の水源水質との関わりを遊びの要素を盛り込みながら、わかりやすく紹介しています。 ²⁶⁾  |
| 横浜市水道局 | 広報ビデオによる水源涵養の紹介 | 広報ビデオ『緑のダム』（1992年作成：17分）道志川の清流を守るため、横浜市は道志村の約1/3の山林を購入しました。水源かん養林が果たす役割と水道局が管理している道志水源かん養林の年間を通じた育成作業を紹介します。 ²⁸⁾ |
| 福岡市水道局 | 水源地域交流物産展を通じて水源地の大切さのPR | 福岡市は、水道水の水源の大半を市域外に依存しています。このため、水道水を安定的に供給するためには、水源地域・流域の皆さんのご理解とご協力が不可欠となっております。そこで、「"水"と"出会い"にありがとう！」をサブテーマとして、第6回福岡市・水源地域交流物産展を開催いたします。水源地域の紹介や特産品の販売を通じて福岡市と水源地域の交流の輪を広げ、水や水源地の大切さについて理解を深めてください。なおこの事業の費用の一部は、福岡市水道水源かん養事業基金を活用しております。 ²⁹⁾ |

(4) 環境情報の公表、環境広告に関する情報入手先

以下に、環境情報の公表、環境広告に関する情報入手先の抜粋を記載する。なお、リンク先へのURLは、平成16年3月時点のものである。

環境報告書

環境報告書ガイドライン：<http://www.env.go.jp/policy/report/h12-02/index.html>

「環境報告書ガイドライン（2003年度版）」（平成16年3月、環境省）の全文について、PDF形式で閲覧できる。報告書は、「序章 ガイドラインの改訂に当たって」、「第1部 環境報告書とは何か」、「第2部 環境報告書の記載項目」、「環境報告書の作成、及び環境報告書を理解するための参考資料」で構成されている。

環境会計

環境会計ガイドライン 2002 版（平成 14 年 3 月）:

<http://www.env.go.jp/policy/kaikei/guide2002.html>

事業者の環境への取組を進めるための手法として環境会計が紹介されている。「環境会計ガイドライン 2002 年版（平成 14 年 3 月）」の他、「環境会計ガイドブック 2002 版」、「環境保全コスト分類の手引き 2003 年版」等が閲覧できる。また、「公表用フォーマット」、「内部集計用フォーマット」が Excel 形式でダウンロードできる。

その他環境会計に関する情報：<http://www.env.go.jp/policy/kaikei/info.html>

「環境会計の現状と課題」、「環境会計支援システム」等が紹介されている。

【引用・参考文献】

リンク先への URL は、平成 16 年 3 月時点のものである。

3 - 8 - 1 自然保護、緑化等の環境改善対策

- 1) 環境省 HP : <http://www.mlit.go.jp/crd/city/park/hozenho/h13kaisei/kaisei.htm>
- 2) 水道技術管理者協議会議題集 第 126 回技管協 (平成 15 年 8 月 29 日)
(社) 日本水道協会
- 3) 東京都水道局 HP > 環境報告書 (平成 15 年版) > 緑化の推進 :
<http://www.waterworks.metro.tokyo.jp/pp/kh15/kh05-3.htm#5>
- 4) 向日市水道事業 HP :
<http://web.pref.hyogo.jp/kigyous/torikumi.PDF>
<http://www.jade.dti.ne.jp/~mwatergm/iso-h14.html>
- 5) 兵庫県企業庁 HP : <http://web.pref.hyogo.jp/kigyous/torikumi.PDF>
- 6) 西宮市水道局 HP : <http://suidou.nishi.or.jp/>
- 7) 広島市水道 HP : <http://www.water.city.hiroshima.jp/jigyo/kaikei/kaikei1.htm>
- 8) 京都府企業局 HP : http://www.pref.kyoto.jp/koei/kankyous/kankyous_20.html
- 9) 環境月間行事データベース > 宇治浄水場周辺環境美化運動 :
<http://www.env.go.jp/guide/envdm/h12repo2/d00163.htm>

3 - 8 - 2 地域住民の環境活動に対する支援等

- 10) 東京都水道局 HP > 環境報告書 > 安全でおいしい水づくり :
<http://www.waterworks.metro.tokyo.jp/pp/kh15/kh04.htm>
- 11) 横浜市水道局 HP > 環境保全への取り組み :
<http://www.city.yokohama.jp/me/suidou/ja/kyoku/kankyos/hozen.html>
- 12) 大阪市水道局 HP > 環境にやさしく :
<http://www1k.mesh.ne.jp/osaka-water/kankyous/kankyous-kaikei.html>
- 13) 福岡市水道局 HP :
http://www.city.fukuoka.jp/cgi-bin/odb-get.exe?WIT_template=AM02022&WIT_oid=ai3ISDTL6zbyMIzrmFITid1KDB55hCLc&Bt=AK09022&Ft=AK09022
- 14) 横浜市水道局 HP [お知らせ一覧] :
<http://www.city.yokohama.jp/me/suidou/ja/oshirase/doshivolunteer.html>
- 15) 大阪市水道局 HP [HEADLINE TOPICS] :
<http://www1k.mesh.ne.jp/osaka-water/headline/v-net-15.html>
<http://www1k.mesh.ne.jp/osaka-water/kankyous/kankyous-kaikei.html>

3-8-3 環境情報の公表、環境広告

16) 環境省 HP > 総合環境政策局 : <http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-2.html>

17) 環境会計ガイドライン 2002 版 (平成 14 年 3 月):

<http://www.env.go.jp/policy/kaikei/guide2002.html>

18) 厚生労働省健康局水道課 HP > 水道ビジョン検討会資料:

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/5/siryou131.pdf>

19) 東京都水道局 HP : <http://www.waterworks.metro.tokyo.jp/pp/kh15/kh08.htm>

20) 名古屋市上下水道局 HP > [上下水道局レポート][環境会計 (平成 13 年度決算版)]: <http://www.water.city.nagoya.jp/>

21) 「名古屋市における木曽川上下流交流事業」大崎陽子 (名古屋市上下水道局) 第 54 回全国水道研究発表会講演集 (平成 15 年) (社) 日本水道協会

22) 福岡市水道局 HP :

http://www.city.fukuoka.jp/cgi-bin/odb-get.exe?WIT_template=AM02022&WIT_oid=ai3ISDTL6zbyMIzrmFITid1KDB55hCLc&Bt=AK09022&Ft=AK09022

23) 広島市水道 HP : <http://www.water.city.hiroshima.jp/story/report/rep02.html>

24) 東京都水道局 HP : <http://www.waterworks.metro.tokyo.jp/pp/hureai/index.html>

25) 京都府企業局 HP > [環境にやさしい取り組み][府営水道における環境管理活動の取り組み]:

http://www.pref.kyoto.jp/koei/kankyoku/kankyoku_20.html

26) 大阪市水道局 HP > [環境にやさしく]:

<http://www1k.mesh.ne.jp/osaka-water/kankyoku/kankyoku-kaikei.html>

27) 大阪府水道部 HP > [環境にやさしい水づくり][環境報告書 (平成 12 年 11 月版)]:

<http://www.pref.osaka.jp/osaka-pref/suido/kankyo/houkoku/index.html>

28) 横浜市水道局 HP : <http://www.city.yokohama.jp/me/suidou/ja/kyoku/video.html>

29) 福岡市水道局 HP :

http://www.city.fukuoka.jp/cgi-bin/odb-get.exe?WIT_template=AM02022&WIT_oid=ai3ISDTL6zbyMIzrmFITid1KDB55hCLc&Bt=AK09022&Ft=AK09022